

第7期兵庫県障害福祉実施計画の概要

障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定します。

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

障害者総合支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する「都道府県障害児福祉計画」として、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」）に即して策定

(2) 計画期間

令和6年度～令和8年度（3カ年）

(3) 区域の設定

8の障害保健福祉圏域を設定

(4) 目標と基本理念（第2期ひょうご障害者福祉計画と同様）

ア 目標

一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会

イ 基本理念

- ・ 共生社会の実現
- ・ 自己決定の尊重
- ・ その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重

(5) 計画の数値目標の設定

ア 成果目標

地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するために必要となる障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び各個別事業の効果として実現する障害福祉施策の到達状況として設定

イ 活動指標

成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の給付量や各個別事業の実施見込み等として設定

ウ 県地域生活支援事業

成果目標の達成に資するよう、県の実情に応じて、実施見込み等を設定

エ 本県独自の率先取組指標

上記に加えて、成果目標の達成に資するよう、本県で独自に指標を設定

2 成果目標・活動指標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を推進するとともに、施設入所者の地域生活への移行に関して、以下の目標を設定します。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
福祉施設から地域生活への移行者数	203人 (R2からの累計)	318人 (R5からの累計)	・R4年度末入所者の6.0%が地域生活へ移行 ・施設入所者数をR4年度末入所者数から5.0%削減 (国基本指針どおり)
施設入所者数	5,288人	5,023人	

〈主な活動指標〉

○訪問系・日中活動系・地域生活支援系・施設系サービスや相談支援の利用者数等の見込 等

〈主な取組〉

○緊急時の体制や日中活動の場の整備、ピアサポートの活用、日中サービス支援型グループホーム等も含む多様な住まいの選択肢の整備促進 等

成果目標2 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を推進し、精神障害者の地域移行を一層推進するため、以下の目標を設定します。

項目	現状 (令和2年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
精神病床における 早期退院率	入院後3ヶ月時点 63.1% 入院後6ヶ月時点 80.9% 入院後1年時点 88.6%	入院後3ヶ月時点 68.9% 入院後6ヶ月時点 84.5% 入院後1年時点 91.0%	上位10%の都道府 県の実績(H30) (国基本指針ど おり)
長期在院者数(1年 以上)の減少	65歳以上 3,550人 65歳未満 2,122人 (令和4年度)	65歳以上 3,099人 65歳未満 2,003人	入院患者の年齢 構成の変化等の 政策効果以外の 要因と、政策効果 の要因を勘案し て推計した値(国 基本指針どおり)
精神病床から退院 後1年以内の地域 における平均生活 日数	325.7日	325.3日	上位10%の都道府 県の実績(H30) (国基本指針ど おり)

〈主な活動指標〉

○地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）の精神障害者の利用者数、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数、ピアサポーターの活動者数 等

〈主な取組〉

○保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた個別支援、精神障害者継続支援チームによる支援、ピアサポーター養成研修 等

成果目標3 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、引き続き、各地域で地域生活支援拠点等の整備を進め、その機能の強化を図るとともに、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから、以下の目標を設定します。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
地域生活支援拠点等の整備	27 市町	41 市町	全市町で整備 (共同設置可) (国基本指針どおり)
地域生活支援拠点等の機能の充実			
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	(14 市町)	41 市町	全市町で構築・実施(国基本指針どおり)
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	19 市町	41 市町	
強度行動障害を有する者の支援【新規】			
支援ニーズの把握【新規】	(4 市町)	41 市町	全市町で実施 (国基本指針どおり)
支援体制の整備【新規】	(2 市町)	41 市町	
地域で核となる指導施設の養成【新規】		8 圏域	各圏域に養成

〈主な活動指標〉

○地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数、グループホームやうち日中サービス支援型の定員数の見込 等

〈主な取組〉

○地域生活支援拠点等にかかる好事例の紹介や現状・課題の共有、公営住宅等を活用したグループホームの新規整備支援 等

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行を推進するため、引き続き移行者数の目標を設定するとともに、就労移行支援事業所ごとの実績確保・向上、一般就労への安定した定着、地域の就労支援に関する関係機関の連携強化等を推進するため、以下の目標を設定します。

項目	現状 (令和3年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
福祉施設からの一般就労への移行者数	749人	1,093人	市町目標を踏まえた値(国基本指針の目標以上(R3実績の1.28倍以上))
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】		50%	事業所ごとの実績確保・向上の観点で国が定義する一定水準に準じる(国基本指針どおり)
就労定着支援事業の利用者数【変更】	472人	763人	市町目標を踏まえた値(国基本指針の目標以上(R3実績の1.41倍以上))
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【変更】		25%	就労定着実績体制加算の取得状況を考慮(国基本指針どおり)
地域での就労支援ネットワーク強化等のための会議の開催回数【新規】		2回/年	既存会議の開催状況を踏まえた県での開催目標

〈主な活動指標〉

○日中活動(就労系)サービスの利用者数、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数 等

〈主な取組〉

○職場体験実習等を通じた事前のマッチング、ジョブコーチ制度による職場定着伴走型支援、企業に対する障害者雇用拡大に向けた支援 等

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築、重症心身障害児・医療的ケア児への支援の充実、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築、障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための調整を図るため、以下の目標を設定します。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
児童発達支援センターの設置	27 市町	41 市町	全市町で整備 (共同設置可) (国基本指針ど おり)
障害児の地域社会への参 加・包摂(インクルージョン)推 進体制の構築【新規】		41 市町	全市町で構築 (国基本指針ど おり)
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	17 市町 (6 圏域/8 圏域)	8 圏域	各圏域に1カ所 以上整備(共同 設置可)。ただ し、整備済の圏 域もより身近で 安定した支援を 行えるよう必要 な整備を推進。
重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業 所の確保	20 市町 (7 圏域/8 圏域)	8 圏域	
重症心身障害児を支援する 居宅訪問型児童発達支援事 業所の確保	8 市町 (4 圏域/8 圏域)	8 圏域	
医療的ケア児者を支援する 通所・居宅事業所の確保	23 市町	41 市町	全市町で確保 (共同確保可)
医療的ケア児支援センター の設置【新規】	(県)	県	既に設置済(国 基本指針どお り)
医療的ケア児等の支援を総 合調整するコーディネータ ーの配置【新規】	(県)	県	
医療的ケア児等支援の協議 の場の設置	県、30 市町	県、41 市町	県及び全市町で 設置(国基本指 針どおり)
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	県、15 市町	県、41 市町	

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置【新規】		県、1市	県・指定都市において設置（国基本指針どおり）
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組【変更】		県、1市	県・指定都市において実施（国基本指針どおり）

〈主な活動指標〉

- 障害児通所支援や障害児相談支援の利用者数、医療的ケア児コーディネーターの配置人数、障害児に係る保育需要（人数）等

〈主な取組〉

- 児童発達支援センターで保育所等訪問支援を利用できる体制整備を図り保育所・認定こども園・幼稚園との並行通園の推進、医療的ケア児コーディネーター等による多様なニーズの把握、専門人材の養成や好事例の紹介等

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の整備や整備後の地域の相談支援体制の強化、個別事例等を通じて明らかになった課題等を地域の支援体制の整備に繋げていくための協議会の取り組みを推進していくため、以下の目標を設定します。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
基幹相談支援センターの設置【変更】	(34市町)	41市町	全市町で設置・確保(共同設置可) (国基本指針どおり)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保【変更】	(28市町)	41市町	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	(21市町)	41市町	全市町で実施(国基本指針どおり)

〈主な活動指標〉

○基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言件数、各市町の協議会における事例検討の実施回数 等

〈主な取組〉

○基幹相談支援センターに係る好事例の紹介や意見交換の場の設置、各市町の協議会における課題の吸い上げや県協議会との連携 等

成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、以下の目標を設定します。

項目	現状 (令和4年度)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	県、26市町	県、41市町	県及び全市町で構築（国基本指針どおり）

〈主な活動指標〉

○サービス管理責任者等研修による人材養成数、意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数、指導監査結果の関係市町との共有体制の確保 等

〈主な取組〉

○利用者ニーズに応じた計画的な人材養成・確保、市町との合同指導監査の実施、虐待防止に向けた研修の実施や普及啓発 等

3 県独自の率先取組

(1) 「親なきあと」を見据えた地域での暮らし支援

障害者の高齢化・重度化や保護者の高齢化に伴い、「親なきあと」の支援が課題となっています。相談支援においては、地域の支援体制の中核機関となる基幹相談支援センターや、緊急時の相談・受入機能を有する地域生活支援拠点について、令和8年度末までに全市町での設置を進めます。

また、住まいの場としてのグループホームの整備については、医療的ケアが必要な人や、強度行動障害を有する人など、重度障害者に対応できるよう、新規参入時の整備や運営支援に関するニーズを調査し、制度上の課題について国に積極的に要望を行っていくとともに、県においても、日中サービス支援型グループホームや医療型障害児入所施設がない圏域における県独自の医療支援型グループホームの整備、強度行動障害への対応など効果的なグループホーム支援のあり方を検討します。

加えて、このような支援につなぐために、主に在宅の障害者やその保護者を対象に、地域生活の具体的な姿を提案する説明会を令和5年度から実施し、具体的なイメージをもってもらい支援につなげていきます。

これらの支援にあたっては、個人や家庭が抱える課題が複雑化・多様化していることから、これらの課題やニーズを包括的に支援する体制（重層的支援体制等）の整備にも取り組んでいきます。

親なきあとの障害者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できる兵庫を目指します。

項目	現状 (令和5年度見込)	第7期目標 (令和8年度)	目標の考え方
基幹相談支援センターの設置	34 市町	41 市町	全市町で設置
地域活動支援拠点等の設置	30 市町	41 市町	全市町で設置
グループホーム総定員数	6,359 人分	7,598 人分	市町目標を踏まえた値
うち日中サービス支援型の定員数	612 人分	815 人分	市町目標を踏まえた値
強度行動障害支援の地域での核となる指導施設（スーパーバイザー）の養成	—	8 圏域	各圏域に養成

(2) 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

障害福祉サービス事業所及び精神科病院の監査・実地指導において、適切な指導に努めるとともに、令和6年4月から精神科病院における業務従事者による虐待を

発見した者に通報が義務づけられたこと等を踏まえ、通報の受理体制の整備や監督権限等の適切な行使に努めます。

また、精神科病院の入院患者の孤独感や自尊心低下の解消などの権利擁護を目的として、家族がいない市町長同意による医療保護入院者を中心に入院患者を訪問する「入院者訪問支援事業」（令和6年4月精神保健福祉法改正により位置付け）について、令和6年度はモデル的に実施し、令和7年度以降の本格実施に取り組みます。

(3) 障害福祉サービス事業所の月額平均工賃の向上

各種アドバイザーの派遣や工賃向上研修等により、障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業所等）における月額平均工賃の向上を図ります。

4 各障害保健福祉圏域計画

圏域ごとの見込量や目標設定、課題や実情を踏まえた取組方針等を設定します。